

発信日時 2025/05/27 11:09:23

受付日時 2025/05/27 11:09:22

取扱日 2025/05/27

事業者コード : 0000002027 利用者名 : KKコンサルティング 株式会社

申告受付完了通知

送信された申告データを受付けました。
後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I)

法人事業税 所得金額総額	-3,412,338円
法人県民税 (法人税割) 課税標準総額	0円
法人県民税 (法人税割) 申告納付税額	0円
法人県民税 (均等割) 申告納付税額	18,300円

納税者の 氏名又は名称	KKコンサルティング株式会社
発行元	東京都立川都税事務所 事業税課法人事業税班
電話番号	042-523-3171
受付番号	R1-2025-16659556
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別 税 確定申告
年度・期別等	R06/04/17 ~ R07/03/31
提出先名	東京都立川都税事務所長
課税地	
ファイル名称	R010210020250527104858.xml 添付ファイルがあります。

受付印

年 月 日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

東京都立川都税事務所長 殿 4012801023125

法人税の 年 月 日 修正・更正 決・再正 による

Header information table including address (東京都立川市上砂町1-13-1), business type (コンサルティング), and representative name (梶浦学).

令和6年4月17日から令和7年3月31日までの事業年度分の道府県民税特別法人事業税の確定申告書

事業税

道府県民税

Main table for Business Tax (事業税) with columns for Summary (摘要), Tax Standard (課税標準), Tax Rate (税率), and Tax Amount (税額).

特別法人事業税

関与税理士名

Main table for Special Corporate Business Tax (特別法人事業税) with columns for Summary (摘要), Tax Standard (課税標準), Tax Rate (税率), and Tax Amount (税額).

スタンダード会計事務所

Summary table for Corporate Income Tax (法人税) including details of income, deductions, and final tax amounts.

野口 仁

電話 03-6384-2345

欠損金額等及び災害損失
欠損金額の控除明細書

〔法第72条の2第1項
第1号に掲げる事業
第3号〕

事業年度 令和 6・4・17
令和 7・3・31

法人名 KKコンサルティング株式会社

第六号様式別表九

控除前所得金額 第6号様式⑥ - (別表10 又は⑳)	円	損金算入限度額 $\times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$	円
--------------------------------	---	--	---

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の 当該事業年度前の のうち少ない金額)	翌期繰越額 ((-) 又は別表11)
	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	
	欠損金額等・災害損失欠損金額			円
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	計			
当	欠損金額・災害損失欠損金額	3,412,338		
期 分	同上のうち 欠 損 金 額	3,412,338		円 3,412,338
	同上のうち 災 害 損 失 欠 損 金 額			
	合 計			3,412,338

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	
当期の欠損金額	円	差引災害により生じた損失の額(-)	円
災害により生じた損失の額		繰越控除の対象となる欠損金額(とのうち少ない金額)	
保険金又は損害賠償金等の額			